第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第９項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２　略］

３　「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の第20号の４様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

［⑵　略］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５～８　略］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２　略］

３　「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２　同左］

３　「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

［⑵　同左］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５～８　同左］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２　同左］

３　「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。